

北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱

(最終改正 令和6年11月8日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約(工事請負及び工事に付帯するその他の契約を除く。以下「物品等供給契約」という。)の適正な執行を確保するため、有資格業者の指名停止等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格業者 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第12条第1項に規定する有資格業者名簿に記載されている者をいう。
- (2) 代表役員等 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認められる肩書を付した役員を含む。)をいう。
- (3) 一般役員等 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時物品等供給契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で前号に掲げる者以外のものをいう。
- (4) 使用人 有資格業者の使用人で代表役員等及び一般役員等以外のものをいう。
- (5) 契約担当者 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)、北九州市区長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第11号)及び北九州市事業所長等専決規程(昭和43年北九州市訓令第12号)の規定に基づき物品等供給契約の締結について専決権を有する職員をいう。
- (6) 指名停止 物品等供給契約のための競争入札及び随意契約に関し、一定の期間を定めて指名又は選定をしない措置をいう。
- (7) 暴力団関係者 暴力団関係者とは、暴力団の構成員、暴力団に協力し若しくは関与する等これと関わりを持つ者その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したものをいう。

(指名停止委員会)

第3条 有資格業者の指名停止等に関する事案を審議するため、指名停止委員会を設置する。

2 前項の指名停止委員会の所掌事務、組織等は、別に定める。

(指名停止の決定)

第4条 市長は、有資格業者が、別表各項の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、指名停止委員会の審議結果に基づき、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、別表第2項第9号に該当する場合で、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立て又は手続開始の決定及び会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は更生手続の開始によるもの並びに同表第3項各号に該当する場合で、公共事業にかかわる暴力団排除対策会議の審議を経たものについては、指名停止委員会の審議を省略することができる。

2 市長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、物品等供給契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名取消通知書(第1号様式)によりその指名を取り消す

ものとする。

(下請負人及び再委託人に対する指名停止)

第5条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人及び再委託人があることが明らかになったときは、当該下請負人及び再委託人について、元請負人及び再委託元の指名停止の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(指名停止期間の加重)

第6条 有資格業者が一の事案について別表各号の措置要件の2以上に該当するときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に規定する短期の2倍の期間とする。

(1) 別表第1項各号又は別表第2項各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1項各号又は別表第2項各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2項第1号及び第2号又は第3号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同項第1号及び第2号又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、指名停止期間が36月を超えるときは、36月とする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第7条 有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は市(市が設立した公社を含む。以下、第5号及び別表第2項において同じ。)の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2項第3号に該当したとき 同号に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第2項第3号から第6号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。) それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2項第3号及び第4号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。) それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第5項に規定する入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2項第3号及び第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(前各号の規定に該当することとなった場合を除く。) それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間

(5) 市の職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2項第5号及び第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第2号の規定に該当することとなった場合を除く。) それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間

(指名停止期間の短縮)

第8条 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに第6条第1項及び第2項並びに前条の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

(指名停止期間の変更)

第9条 市長は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前3条に定める期間の範囲内で指名停止期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第10条 市長は、指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者に対する指名停止を解除するものとする。

(局長等に対する通知)

第11条 市長は、第4条第1項若しくは第5条の規定により指名停止を行い、第9条の規定により指名停止期間を変更し、又は前条の規定により指名停止を解除したときは、指名停止決定(変更・解除)通知書(第2号様式)により関係局長等に対して速やかに通知するものとする。

(指名停止の通知)

第12条 市長は、第4条第1項若しくは第5条の規定により指名停止を決定したときは指名停止通知書(第3号様式)により、第9条の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書(第4号様式)により、第10条の規定により指名停止を解除したときは、指名停止解除通知書(第5号様式)により、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、当該指名停止の事由が市発注物品等供給契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(指名停止の公表)

第13条 前条第1項の規定により、指名停止の通知をしたときは、当該指名停止に係る有資格業者の商号又は名称、所在地(住所)及び代表者又は受任者の氏名並びに指名停止期間及びその理由を公表する。指名停止期間中に指名停止期間の変更又は指名停止を解除したときも、また、同様とする。

(事故等の報告)

第14条 契約担当者及び関係局長等は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、報告書(第6号様式)により直ちに市長に報告しなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

第15条 契約担当者は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第16条 契約担当者は、指名停止期間中の有資格業者が市発注物品等供給契約の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。ただし、別表第2項第9号に係る指名停止のうち、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て若しくは再生手続開始の決定によるもの又は会社更生法に基づく会社更生手続開始の申立て若しくは更生手続開始の決定によるものについては、この限りでない。

2 契約担当者は、指名停止期間中の有資格業者が市発注物品等供給契約に係わる保証人となることを承諾してはならない。

(指名停止に至らない事案に関する措置)

第17条 市長は、有資格業者に係る事案が指名停止に至らない場合において、市発注物品等供給契約の適正な履行を確保する必要があると認めるときは、当該有資格業者に対して、書面又は口頭で警告し、又は注意を喚起することができる。

(その他)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(北九州市物品等供給契約の指名競争入札参加者の指名等に関する基準の廃止)

2 北九州市物品等供給契約の指名競争入札参加者の指名等に関する基準(昭和48年10月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年6月1日から施行するものとし、同日以降に行われた指名停止に係るものから適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則
(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則
(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則
(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後知り得た事案については、この要綱の施行前に生じた事案であっても、この要綱を適用する。

付 則
この要綱は、令和5年10月11日から施行する。

付 則
この要綱は、令和6年11月8日から施行する。

別表（第4条―第8条関係）

1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（虚偽記載） (1) 市発注物品等供給契約において、競争入札参加申込書その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品等供給契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
（過失による粗雑履行） (2) 市発注物品等供給契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(3) 市発注物品等供給契約以外の物品等供給契約（以下「一般供給契約」という。）の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内
（契約違反等） (4) 第2号に掲げる場合のほか、市発注物品等供給契約の履行に当たり、契約に違反し、物品等供給契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上4月以内
(5) 市発注物品等供給契約において、落札決定（随意契約の相手方の決定を含む。）後、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。	当該認定をした日から 3月以上6月以内
（公衆損害事故） (6) 市発注物品等供給契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(7) 一般供給契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内
（履行関係者事故） (8) 市発注物品等供給契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上4月以内

措 置 要 件	期 間
(9) 一般供給契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上2月以内

2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) (1) 次に掲げる者が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 (2) 次に掲げる者が、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 (独占禁止法違反行為) (3) 市発注物品等供給契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、物品等供給契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (4) 前号に掲げる場合を除くほか、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、物品等供給契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (談合等) (5) 次に掲げる者が、市発注物品等供給契約に関し、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知ったときから 18月以上36月以内 12月以上27月以内 9月以上18月以内 逮捕又は公訴を知ったときから 8月以上18月以内 6月以上12月以内 4月以上8月以内 当該認定をした日から 6月以上24月以内 当該認定をした日から 4月以上18月以内 逮捕又は公訴を知ったときから 12月以上24月以内 6月以上18月以内

措 置 要 件	期 間
(6) 次に掲げる者が、一般供給契約に関し、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人 (不正又は不誠実な行為) (7) 第1項及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品等供給契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (8) 第1項及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品等供給契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (欠格条項該当の場合の当面の措置) (9) 資格業者が北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第2条に定める欠格条項に該当することとなるおそれ強いと判断できるとき。	逮捕又は公訴を知ったときから 8月以上18月以内 4月以上12月以内 当該認定をした日から 1月以上9月以内 逮捕又は公訴を知った日若しくは当該認定をした日から 1月以上9月以内 当該認定をした日から 有資格業者名簿から抹消すること又は抹消しないことの決定を行った日まで

3 暴力的組織等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
(1) 次のア～カのいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 ア 有資格業者、有資格業者の役員等(代表役員等及び一般役員等をいう。)若しくは建設業法施行令第3条に規定する使用人又はこれら以外の者で有資格業者の経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配しているもの(以下「有資格業者等」という。)が、暴力団関係者である場合。	アについて 当該認定をした日から 36月を経過し、かつ、暴力団又は暴力団関係者との関係がないことが明らかな状態になるまで

措 置 要 件	期 間
イ 有資格業者等が、暴力団関係者であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。 ウ 有資格業者等又は使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団関係者を利用した場合。 エ 有資格業者等が、市又は市が出資する団体との契約を履行するにあたり、暴力団関係業者（有資格業者であると否とに関わらず、前各号に該当すると認められる業者をいう。）と知りながら、その業者と再委託契約を締結した場合。 オ 有資格業者等又は使用人が、名目の如何を問わず、暴力団又は暴力団関係者に対し、直接に又は間接に金銭等財物の提供又は財産上の利益若しくは便宜を供与した場合。 カ 有資格業者等又は使用人が、名目の如何を問わず、暴力団若しくは暴力団関係者と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している場合。 (2) 前号の規定により関係行政機関からの通報があり、第16条に規定する書面による警告（以下「文書警告」という。）を受けた有資格業者等が、3年を経過するまでの間に、再び、同号の規定により関係行政機関からの通報があり、文書警告を受けることとなったとき。	イからオについて 当該認定をした日から24月を経過し、かつ、暴力団又は暴力団関係者との関係がないことが明らかな状態になるまで カについて 当該認定をした日から18月を経過し、かつ、暴力団又は暴力団関係者との関係がないことが明らかな状態になるまで 2回目の文書警告の認定をした日から18月